

令和3年3月25日

各監督者講習等登録機関の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査の結果」を踏まえた対応について

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、別添1のとおり、「国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査の結果」が通知され、法定講習全般について点検を行うなどにより、厚生労働省全体として、より一層のデジタル化の取組を進めることが求められていることを踏まえ、今般、従事者研修登録機関手引き（別添2）及び監督者講習等登録機関手引き（別添3）の様式例をそれぞれ改正しました。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく事業の登録に係る監督者等の講習及び従事者の研修（以下「監督者講習等」という。）については、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたオンラインによる監督者講習等の実施について」（令和2年10月1日付け事務連絡）により、オンラインによる監督者講習等の実施も可能とする旨、お知らせしたところですが、今後も継続してオンラインによる監督者講習等の実施を検討される場合は、下記にご留意の上、対応いただきますよう、お願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者講習等の実施方法について」（令和2年5月27日付け事務連絡）で示した自宅学習の方法については、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた措置であり、継続的な運用は想定していないことを申し添えます。

記

- 1 今後も継続してオンラインによる監督者講習等を実施する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第25条の8第1項（第26条の2第3項、第26条の4第3項、第28条の2第3項、第28条の4第3項、第29条の2第3項及び第30条の2第3項において読み替えて準用す

る場合を含む。)の規定に基づき、監督者講習等の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を変更し、変更した業務規程に基づいた監督者講習等の業務を開始する前に、厚生労働大臣に届け出る必要があること。

- 2 業務規程を変更する際には、別添2又は別添3を参考とされたいこと。特に、受講者の本人確認、受講者からの質疑への対応、なりすまし等の不正により受講した者に対する措置に係る規定は必ず記載すること。
- 3 受講者の希望を鑑み、対面方式による監督者講習等を継続することも差し支えないこと。

総 評 評 第 1 1 0 号
令 和 2 年 1 2 月 1 6 日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

総務大臣 武田 良太
(公 印 省 略)

国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査の結果（通知）

標記調査の結果を通知します。

調査の結果、資格等の更新等に伴う講習・研修等について、オンライン等の非対面方式による実施が可能とされているが、多くの講習機関においては行われていないなど、受講者の利便性向上の観点から、デジタル化の推進のための取組が必要な状況がみられました。

貴省におかれては、この機会に、法定講習全般について点検を行うなどにより、省全体として、より一層のデジタル化の取組を進めていただくようお願いします。

担当：評価監視官 花井 光
電話：03（5253）5442

国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査

○ 調査の目的

コロナ禍を契機に、国の資格の更新等に伴う講習・研修等（以下「更新時講習」という。）（注1）について、オンライン等（例：WEB 会議システム、eラーニング、動画配信）による実施状況を調査し、デジタル化を推進するもの

○ 調査結果のポイント

更新時講習が義務付けられている 98 資格等のうち 91 資格等について、所管府省は、「オンライン等の実施が可能」としている。

しかし、そのうちオンライン等による更新時講習の実施は、29 資格等（37.7%）（注2）にとどまっている。

○ 制度上、オンライン等の実施ができないとされる 7 資格等のうち、4 資格等は「実技」又は「検査」部分を除きオンライン等による実施を検討するとしている。（注3）

○ オンライン等の実施が可能とされる 91 資格等のうち、調査した 43 講習機関（36 資格等）で、オンライン等を実施していない 29 機関が挙げた現場の課題（主なものは、以下のとおり）。

- ① 講習機関の体制（デジタル化の導入費用、知識等）が整っていない（23 機関）
- ② 不正行為の防止措置（本人確認、受講確認等）の実施方法が分からない（20 機関）
- ③ 所管府省からオンライン等により実施できる旨、明示されていない（14 機関）
- ④ 制度上定められている更新時講習の方法等がオンライン等になじまない（9 機関）

○ 一方、様々な取組（※）により課題を克服し、オンライン等による更新時講習を実施又は実施を予定している講習機関あり。

※ 市販の WEB 会議システムを活用している例や、WEB 画面上で顔写真付き身分証明書により本人確認している例、eラーニング講習と会場試験を組み合わせ実施している例 など

所見

- 各府省は、オンライン等による実施に関し、制度や既に発出した通知等について点検し、必要に応じて改正すること。
- 各府省は、デジタル化を更に推進するため、講習機関に対してオンライン等による実施方法を具体的に提示して助言するなど、積極的に支援すること。

○ 新型コロナの感染拡大に伴い、当面の間の措置としてオンライン等による実施が明示された 33 資格等のうち、来年度の取扱いを明らかにしているのは 1 資格等のみ

所見

- 各府省は、コロナ禍の当面の間の対応として示した実施方法について、講習機関に対して、来年度以降の取扱方針を早期に示すこと。

※ 今後、各府省の点検結果や見直し結果等について、フォローアップ予定

（注1）法令等に基づく資格の保有者、一定の業務に従事するために選任される者等に対する講習・研修等を対象とし、調査時点は、原則として令和2年10月1日である。

（注2）所管府省において、個々の実施状況を把握していない14資格等を除く。

（注3）3資格等は、実技・検査の内容が、現在の技術ではオンライン等による実施は困難としている。

調 査 の 結 果

国の資格の更新等に伴う講習・研修等の見直しに関する実態調査

1. 調査の趣旨・目的

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を契機に、「新しい生活様式」の実践が求められている中、国の資格の更新等に伴う講習・研修等（以下「更新時講習」という。）（注1）について、受講者の負担軽減を図る観点から、非対面方式（オンライン等の集合型ではない方法）による実施の状況を把握するとともに、今後の非対面方式への見直しの実施可能性を探るため、全府省の更新時講習を対象として、実態調査を行った。
- 更新時講習については、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「デジタル技術の活用を前提とした書面・対面規制や業規制の見直し、技術進歩に対応した迅速・柔軟な規制体系への転換など、デジタル時代に向けて、重点的な見直し事項を定めて、規制・制度の見直しを行う。」とされており、現在、内閣府規制改革推進室においても、オンライン化に向けた検討が行われているところである。
- また、国民及び経済団体からも、更新時講習について、非対面方式による実施等を求める意見・要望が国に対して寄せられている。

（注1）法令等に基づく資格の保有者、一定の業務に従事するために選任される者及びこれに類する者（資格等）に対する講習・研修等を対象とし、資格取得時に義務付けられている講習・研修等は除いている。

2. 調査結果

(1) 更新時講習が義務付けられている資格等

令和2年10月1日現在、更新時講習が義務付けられているものは98資格等である。そのうち更新時講習の実施方式が、制度上、対面方式に限られているとされるものが7資格等、対面方式に限られていないとされるもの（注2）が91資格等（更新時講習の内容の一部が対面方式に限られているとされる15資格等を含む。）となっている（表1参照。詳細は別紙1参照）。

（注2）所管府省において、規定上に特段の定めがないことを理由として、「対面方式に限られていない」と判断されたものを含む。

表1 更新時講習が義務付けられている資格等（概観）（単位：資格等）

区分	更新時に講習等が義務付けられている資格等	定期的な講習等が義務付けられている資格等 (注)3	資格等数
制度上、対面方式に限られているとされるもの	5	2	7
対面方式に限られていないとされるもの	30	61	91
うち一部が対面方式に限られているとされるもの	8	7	15

(注)1 当省の調査結果による。

(注)2 各府省から当省に報告のあった資格等に基づき作成した。

(注)3 更新時以外に定期的な講習等が義務付けられているもの

更新時講習の内容は、学科のほか、実技、検査などとなっているが、その内容別の実施方法についてみると、表 2-1 のとおり、「学科」以外において、対面方式に限られているとされる割合が高くなっている。

また、「学科」が含まれる 88 資格等についてみると、表 2-2 のとおり、「学科」のみの資格等は対面方式に限られていないが、「学科」に加えて実技等がある資格等は、対面方式に限られているものがみられる。

しかし、「学科」以外の内容であっても対面方式に限られていないとされる資格等があること、「学科」に加えて「実技」等がある内容であっても、全ての内容が対面方式に限られていないとされる資格等があることから、その内容によっては、その全部又は一部について、非対面方式の実施が検討できるのではないかと考えられる。

表 2-1 非対面方式化の可否（更新時講習の内容別）（単位：資格等）

内容	学科	実技	検査	試験	その他
対面方式に限られている	2 (2%)	12 (80%)	5 (50%)	5 (21%)	6 (32%)
対面方式に限られていない	86 (98%)	3 (20%)	5 (50%)	19 (79%)	13 (68%)
計	88	15	10	24	19

表 2-2 非対面方式化の可否（更新時講習の類型別）（単位：資格等）

類型	学科のみ	+実技	+検査	+試験	+その他
対面方式に限られている(注)3	0 (0%)	7 (78%)	1 (50%)	1 (8%)	4 (25%)
対面方式に限られていない	49 (100%)	2 (22%)	1 (50%)	11 (92%)	12 (75%)
計	49	9	2	12	16

(注)1 当省の調査結果による。

(注)2 「+○」は、更新時講習の内容が「学科+○」であることを表し、「+その他」は、「学科+複数(学科+試験+面接など)」を含む。

(注)3 更新時講習の内容のうち、一部でも対面方式に限られているとされるものを含む。

(2) 対面方式による更新時講習が実施されている資格等

ア 制度上、対面方式に限られているとされる資格等

更新時講習の実施方式が、制度上、対面方式に限られているとされる 7 資格等について、更新時講習の内容をみると、「実技」のみが 1 資格等、「学科+検査」が 1 資格等、「学科+実技」が 1 資格等、「検査」のみが 2 資格等、「検査+試験+その他」が 2 資格等となっている。

このうち 4 資格等（運転免許、運転習熟指導員、中央競馬調教師免許及び中央競馬騎手免許）(注 3)については、所管府省が「実技」又は「検査」部分を除き非対面方式の実施を検討するとしており、「検査」のみ、又は「実技」のみの 3 資格等（船舶の運航において安全又は汚染防止任務に指名される船員、臭気判定士及び狩猟免許）については、現在の技術では非対面方式を実施できないとしている。

(注 3) 資格等に係る講習等の名称ではなく、便宜上、資格等の名称を記載する。以下同じ。

イ 対面方式に限られていないとされる資格等

更新時講習の実施方式が、対面方式に限られていないとされる 91 資格等について、国等から登録等を受けて更新時講習を実施している機関（以下「講習機関」という。）における講習の実施状況（注 4）をみると、講習機関の全てが対面方式で実施しているものが 48 資格等（62.3%）、講習機関の一部でも非対面方式を実施しているものが 29 資格等（37.7%）となっており、対面方式に限られていないとされる資格等の多くで、非対面方式の導入が進んでいない状況がみられる。

（注 4）所管府省において、個々の実施状況を把握していない 14 資格等を除く。

※ なお、更新時講習の内容をみると、表 3 のとおり、講習機関の全てが対面方式を実施している資格等と、講習機関の一部でも非対面方式を実施している資格等において、大きな違いはみられない。

表 3 更新時講習の内容と非対面方式の実施状況（単位：資格等）

内容	講習機関の全てが対面方式を実施している資格等	講習機関の一部でも非対面方式を実施している資格等
「学科」のみ	25 (52.1%)	19 (65.5%)
「学科」+「実技」等	19 (39.6%)	9 (31.0%)
「学科」を含まない	4 (8.3%)	1 (3.4%)
計	48 (100%)	29 (100%)

（注）1 当省の調査結果による。

（注）2 回答割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%とならない。

(3) 講習機関における更新時講習の実施状況

ア 非対面方式の実施状況

対面方式に限られていないとされる 91 資格等のうち、今回調査した講習機関（43 機関（36 資格等）（注 5））における更新時講習の実施状況をみると、非対面方式を実施している講習機関が 19 機関（一部で実施している 5 機関を含む。10 資格等）、実施していない講習機関が 24 機関（26 資格等）であった（別紙 2 参照）。

非対面方式を実施している講習機関は、その契機として、①新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策（14 機関）、②受講者の利便性向上（移動に係る受講者の負担軽減等）（3 機関）を挙げており、「コロナ禍とは関係なく、台風等の自然災害に左右されない環境で開催できるのは、講習機関側・受講者双方にとって魅力的である」としている講習機関もある。

（注 5）1 資格等当たり 3 機関を目安とした。

イ 非対面方式化の課題

制度上、対面方式に限られていないとされる資格等にもかかわらず、講習機関にお

いて非対面方式の導入が進んでいない現状を踏まえれば、各府省は、非対面方式の実施を進めるに当たっては、講習機関が挙げた課題の対応方を検討する必要がある。

なお、受講者数と修了者数が一致している資格等（41/91 資格等）は、更新時講習の目的が主として最新知識の習得や能力の維持・向上であることからすれば、非対面方式による更新時講習の実施を積極的に検討すべきと考えられる。

このため、今回調査した講習機関において非対面方式による更新時講習を実施するに当たって課題とされていることを明らかにするとともに、これらに対する取組について整理すると、以下のとおり分類できる。

- ① 非対面方式による更新時講習が実施できる旨、実施要領等において明示されていないことが課題とされているもの（14 機関）

<課題>

- ・ 更新時講習の実施方法が定められている実施要領等において、非対面方式による更新時講習を実施する場合の記載がない。
- ・ 講習機関が複数ある場合、非対面方式では、公正性が確保できないと考えられるため、統一した基準を示してほしい。
- ・ 所管府省が非対面方式を認めていないと認識している。

一方、以下のような取組により、既に非対面方式を実施している講習機関や実施を予定している講習機関がみられることから、各府省は講習機関に対して非対面方式による実施が可能な範囲及び具体的方法を提示して助言する必要があると考えられる。

なお、更新時講習の実施方式が、対面方式に限られていないとされる 91 資格等について、各府省が定めている実施要領等においてオンライン実施を想定した記載がある資格等は、11 資格等（12.1%）（注6）であった。このうち、8 資格等（72.7%）は、非対面方式を実施している講習機関があり、実施要領等においてオンライン実施を想定した記載がない資格等（80 資格等）における実施割合（21 資格等（31.8%））（注7）より高くなっている。

（注6）当面の間の措置として、オンライン実施を記載しているものは除く。

（注7）所管府省において、個々の実施状況を把握していない 14 資格等を除く。

<取組>

- ・ 国からの通知において、運用及び解釈が具体的に示されていたため、講習機関において、受講者に配慮して2種類のオンライン講習（オンライン、オンデマンド）を導入することとしている例【電気工事士】
- ・ 所管府省との間で、更新時講習の実施方法（eラーニングやオンライン講習等）、本人確認や受講確認、受講効果を把握するための対応等を協議した上で、非対面方式での更新時講習を実施している例【貸金業務取扱主任者、ダクト清掃作業従事者、中小企業診断士、全国通訳案内士、技術管理者】
- ・ 非対面による講習を開設する際の実施方法（通信教育、放送、インターネッ

ト(同時双方向型やオンデマンド型)等)を示している例【教育職員免許】

※ 対面方式に限られていないとされる 91 資格等のうち 50 資格等については、新型コロナウイルス感染症対策等を契機として、所管府省から講習機関に対して、非対面方式の実施を促す旨の周知が図られている。

② 制度上定められている更新時講習の方法等に課題があるとされているもの
(9 機関)

<課題>

- ・ グループ演習、実技訓練、機械操作、身体検査、試験があり、非対面方式による完全な実施は難しい。
- ・ 受講日数・科目別時間が規定されているため、オンデマンド(受講者が好きな時間に学べる)等、非対面方式の講習のメリットがいかせない。
- ・ 受講者からの質問には講師が講義中に回答する旨の規定は、eラーニングでは対応できず、非対面方式の検討の幅を狭める。
- ・ 講師一人当たりの受講者上限に関する規定は、非対面方式の更新時講習を一斉に行うことができず効率が悪い。
- ・ 更新時講習の受講形態としてオンラインを追加しても、付随する講習事務(例: 修了証明書交付)が対面型となっている状態では、オンライン講習は普及しない。
- ・ 対面方式を前提にした開催区域に関する規定(各区域1回以上)があるが、非対面方式も想定した規定に改定してほしい。
- ・ 更新時講習の方法に係る現行基準では、「講義を行うのに十分な広さと机などの適切な設備を有した講義室で行うものであること」と定められており、対面方式が前提になっているため、非対面方式も可能とするよう改正してほしい。
- ・ 学科講習に含まれる実技部分を切り離すなど、学科講習が座学のみで対応できるよう講習カリキュラムの見直しが必要

一方、以下のような取組により、既に非対面方式を実施している講習機関や実施を予定している講習機関がみられることから、各府省は非対面方式による実施を想定して、更新時講習の方法等を点検し、必要に応じて実施要領等を改正する必要があると考えられる。

<取組>

- ・ 学科受講は非対面方式(eラーニング講習等)、試験は対面方式(会場実施)で実施している例【教育職員免許】
- ・ WEB会議ツール(グループミーティング機能)を使って、少人数のグループワークを行っている例【中小企業診断士】
- ・ 身体検査は、事前に病院で所定の検査項目を受検し、その結果を書面により提出している例【競輪審判員、小型自動車競走審判員、小型船舶操縦士】
- ・ eラーニング講習の受講者からの質問を、受講期間中に限って、専用メールア

ドレスにより受け付け、講師が適切に回答している例【全国通訳案内士】

③ 不正行為の防止措置（本人確認、受講確認等）の実施方法が課題とされているもの（20 機関）

<課題>

- ・ 本人確認・受講確認について、国が求める水準が具体的に示されていないため、非対面方式導入に係る具体的な検討ができない。
- ・ 本人確認・受講確認の方法や、修了試験等における不正防止対策について、どのように確立するかが難しい。
- ・ 安価かつ精度の高いシステム構築のため、現行のWEBカメラによる本人確認以外に、ワンタイムパスワードによる本人確認を可能とするなど、多様な本人確認手段を認めてほしい。
- ・ 本人確認等の実施方法については、デジタル化の進展に併せて、徐々に厳格化する方法もあるのではないか。
- ・ 非対面方式は対面方式と比較して、試験問題の漏えいが容易に起こり得るとともに、替え玉受験が可能になる。
- ・ 現状の資格者証等には顔写真の掲載がないため、対面・非対面方式にかかわらず、更新時講習受講に当たって顔写真での確認を求めることは困難である。
- ・ 講習科目・時間を細かく規定するよりも、例えば、更新目的は試験により確認されると考えて、科目受講の実施方法は柔軟に運用させてほしい。
- ・ 対面・非対面方式にかかわらず、出席又は視聴の時間管理により受講確認は可能としても、更新目的である学習効果が上がっているかどうかは、試験で確認する以外に方法はないのではないか。
- ・ 資格保有に必要な知識・技能が得られているかという観点から、更新時講習受講のみを更新要件とする形式ではない、例えば、更新時講習受講又は試験合格のいずれかとし、受講者が選択できるようにする方策もあるのではないか。

一方、以下のような取組により、既に非対面方式を実施している講習機関や実施を予定している講習機関がみられることから、各府省は本人確認・受講確認等の不正行為の防止措置については、複数のパターンを組み合わせるなど、更新等の目的に照らして必要最低限の水準を示すことも有効と考えられる。

<取組>

- ・ 宣誓書等により、不正行為を行わない旨の意思表示を求め、受講開始時等において再度周知を図っている例【全国通訳案内士】
- ・ 受講者がスマートフォンから独自システムにアクセスし、オンライン上の本人確認として受講者の顔と身分証明書を撮影して送信し、事前提出された属性情報と照合して確認している例【貸金業務取扱主任者】

- ・ 国からの通知を参考として、更新時講習申込時に受講者から資格者証、身分証明書の写真の提出を求めるとともに、受講アカウントを発行し、受講者がシステムにログインした際に、秘密の質問等により本人確認をしている例【電気工事士】
- ・ 受講者に対して発行する受講システムの ID/パスワードのほか、対面方式の修了試験において本人確認を行っている例【教育職員免許】
- ・ 受講から試験まで非対面方式とするに当たり、顔認証とまばたき検知による本人確認を行っている例【教育職員免許】
- ・ WEB画面上において、対面方式の場合と同様、顔写真付きの身分証明書により本人確認している例【ダクト清掃作業従事者】
- ・ 講師とは別にサポートスタッフを置き、WEB画面上において、受講態度について常時監視し、必要に応じてチャット機能を使って個別に指摘することにより受講確認を行っている例【ダクト清掃作業従事者】
- ・ 受講後に、受講中に講師が発言したキーワードや講義概要、レポート等を提出させることにより受講確認を行っている例【中小企業診断士】
- ・ 受講後に、WEBアンケートツールを使って更新時講習の効果確認を行っている例【中小企業診断士】
- ・ eラーニング講習において、独自システムにより記録される各科目の受講結果データ（受講時間等）から受講確認し、それに基づき修了判定を行っている例【貸金業務取扱主任者】
- ・ eラーニング講習において、各科目に理解度テスト（ランダム出題）を導入し、一定以上の正答率に達しなければ次の科目に進めない仕組みにしている例、又は回答制限時間を設けることによりテキストの閲覧等が困難な環境にしている例【貸金業務取扱主任者、全国通訳案内士】

④ 講習機関の体制（システム導入費用、デジタル技術の知識等）に課題があるとされているもの（23 機関）

<課題>

- ・ 講習機関・受講者双方に、非対面方式を推奨する費用補助が必要
- ・ オンライン講習に係る受講者支援窓口の設置や、高齢者に対するオンライン教育・サポートといった環境整備が必要
- ・ 国による統一的なシステム構築を行うべき
- ・ 業界的にネット環境が浸透しておらず、オンライン講習に対応できる人材がいない。

一方、以下のような取組により、既に非対面方式を実施している講習機関や実施を予定している講習機関がみられることから、各府省は、統一的なシステム構築のほか、オンライン講習に係る受講者支援窓口の設置や、高齢者に対するオンライン教育・サポート、講習機関・受講者双方に対する費用補助など、非対面方式を推奨

する環境整備を検討する必要があると考えられる。

<取組>

(A 機関)

- ・ システムの保守・運用・設計・変更等については、技術系大学の協力を得て実施している。また、eラーニング導入による初期費用（動画作成・編集経費）については、コロナ禍による受講者増により回収が見込まれるが、通常時においては、システム構築費用に対する補助が必要であり、既存の補助金を活用している。

(B 機関)

- ・ 主催者として、オンライン講習に慣れるまでのトレーニングは必須である。また、初期費用（年間契約料(サポート付き)、機材費等）として、数十万円かかったが、他の会議等でも利用できるため、経費節減につながった。これにより、次年度以降、受講料の変更も検討している。

(C 機関)

- ・ 非対面方式が対面方式と同等の効果を得るためには、講習機関において、①講師育成（講義スキルの習得）、②設備投資（専用スタジオ、バックアップ用も含めた安定的な通信回線等）、③受講者サポート（サポートスタッフの育成・配置）が必要である。
- ・ これらについて、これまでの蓄積や中小企業向け補助制度を活用するなどして（補助を含め全体として数百万円）、様々な受講者（高齢者、地方在住者、育児・介護者、障害者等）が、平等かつ安全に受講できることが法定講習として必要であると考え、積極果敢に取り組んできている。

(D 機関)

- ・ 初回は短期間の周知であったため受講者数が少なかったが、動画作成費用・情報管理費用（事業者委託）など、講習作成、配信に係る費用については、既存の補助金により対応している。また、動画作成費用は、既に制作済みの動画や、講師自ら作成した動画を活用したことにより、新規作成費用が抑えられている。

(E 機関)

- ・ 資格保有者の居住地が全国各地にわたり、業務時期も様々であるといった特性を踏まえ、受講者の利便性向上のため、オンライン研修を行っている。
- ・ 実施に当たっては、本人確認等の不正防止方法、個人情報や試験情報の厳格な管理等について所管府省と協議しながら、受講状況や修了試験の合否状況が把握できるeラーニングシステム（初期費用：数百万円、保守費用：月数万円）を構築して、オンライン研修を実現している。

(F 機関)

- ・ 受講者の要望も踏まえ、対面方式と非対面方式との運営経費比較（受講者同数の場合）を行い、非対面方式による講習開催の運用について、所管府省に具体的な提案を行うことによって問題点を洗い出し、実現に向けて取り組んでいる。

⑤ その他の課題があるとしているもの（10 機関）

＜課題＞

- ・ 受講者に高齢者が多いなど、非対面方式の受講環境が整っていない。
- ・ 受講者から対面方式による講習の要望はあるが、非対面方式の要望等が寄せられておらず、対面方式による実施に理解を得ていると認識している。
- ・ 非対面方式の実施により、修了試験にクリアすれば良いという意識に拍車をかけ、法令の理解や果たすべき義務等の意識が醸成されない。
- ・ 対面方式であれば、講師は講習中に受講者の反応や仕草などから膨大な情報を得ることができるが、オンラインはリアルタイムで講習に反映させることができず、いきた講習につながらない。
- ・ 所管府省から非対面方式による更新時講習の実施を求める要請がない。

一方、以下のような取組により、既に非対面方式を実施している講習機関や実施を予定している講習機関がみられることから、各府省は、受講者ニーズを把握するとともに、受講者の利便性向上の観点から、対面方式・非対面方式の併用を検討する必要があると考えられる。

＜取組＞

- ・ 受講者のニーズ把握のため、令和元年度受講対象者を対象としたアンケートを実施している例（約4割の受講者が、時間・場所を自由に設定できるといった利便性や、移動に係る負担軽減、通常業務への負担軽減などを理由として「オンデマンド講習を受講」を選択している。）【貸金業務取扱主任者】
- ・ 従来からの対面方式による講習に加えて、オンライン講習として、1日で6時間の講習をまとめて受講するコースと2週間以内に自分が受講しやすいタイミングで6時間の講習を受講するコースの2種類を設け、受講者の都合に応じて選択できる更新時講習に取り組んでいる例【電気工事士】
- ・ オンライン講習は、会場使用等の制約がなく実施回数を増加させることができるため、講師から受講者に対する質問の投げ掛けや、グループワークを行うことを通じて、教室開催同様、受講者同士が議論して理解度の相互確認と理解を深めることができ、受講者から好評を得ている例【中小企業診断士】

※ 今回調査した講習機関のうち24機関（18資格等）において、受講者から、対面方式との併用も含めて、非対面方法による更新時講習を求める意見・要望が寄せられている。

(4) 非対面方式の実施に向けた検討状況

今回調査した講習機関のうち、非対面方式による更新時講習を実施していない24機関中16機関では、本人確認・受講確認等の不正行為の防止措置などが課題ではあるものの、受講者の利便性向上や感染症対策等の観点から、来年度以降の非対面方式による更新時講習の実施を考えている、又は実施に向けて検討したいとしている。

<p>非対面方式の実施を考えている理由（注）</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等のため【10 機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会のデジタル化や新しい生活様式の実践が求められている。 ・ 感染症対策の観点から、所管府省からの強い要請があった。 ・ 感染状況によっては、更新時講習の安定的な実施に支障を来すため、対面方式で実施している修了試験も含めて、全て非対面方式で完結させるシステム開発を行う予定である。 <p>○受講者の利便性向上のため【8 機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講機会の多様化（受講日時の柔軟化、会場を選ばない等）を図る必要がある。 ・ 移動を伴わず受講できるため、育児・介護などと両立しやすい。 ・ 地方の受講者にも幅広く受講機会を提供できる。 ・ 会場への移動に伴う負担軽減のためには必要である。 <p>○経費削減のため【1 機関】</p>

（注）複数の理由を挙げる講習機関があった。

また、所管府省において、以下のとおり、非対面方式の実施に向けて、具体的に検討している資格等もある。

名称（所管府省）	非対面方式の恒常的な実施に向けた検討状況
運転免許（警察庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新時講習のうち優良運転者講習について、モデルとなる都道府県を複数選定し、オンライン受講を可能とするシステムの導入を検討
貸金業務取扱主任者（金融庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、新型コロナウイルス感染症対策として暫定的に非対面方式を導入しているが、その実績や受講者・講習機関の意見を踏まえて検討
危険物取扱者（総務省）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年内をめどに試行的に実施するオンライン講習の結果を踏まえて、オンライン講習の課題を洗い出し、本格導入及びその他の消防関係講習への横展開に向けた検討を進める。
清掃作業監督者等関係14資格等（厚生労働省）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年当時は非対面方式による更新時講習が想定されていなかったが、受講者のインターネット環境等の把握や使用する教材の作成等が不可欠であるため、受講者及び講習機関の意見等を踏まえつつ、非対面方式の導入に向け検討を進める。
介護支援専門員、主任介護支援専門員（厚生労働省）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員が必要な研修をより円滑に受けられるよう、研修の実施主体である都道府県に対し、eラーニングによる通信学習など、研修の開催方法の工夫について要請済み ・ 介護支援専門員の在宅等での研修の受講を促進するため、介護支援専門員研修等オンライン化等事業により、通信教材を開発し、その普及や活用を図る。

精神保健指定医（厚生労働省）	<ul style="list-style-type: none"> 講習機関に対して、研修内容の収録映像を受講者に提供するWEB配信方式とし、受講者別のパスワード入力による本人確認や、各科目受講後のeラーニングを活用した選択式テスト（ランダム式）による理解度確認等の措置を講じた上で、非対面方式の実施を検討するよう提案している。
電気工事士（経済産業省）	<ul style="list-style-type: none"> 法令の運用及び解釈に関する実施要領を定め、オンライン講習等で求める不正受講防止措置、本人確認、受講確認の実施方法を示した上で、講習機関にオンライン講習等の実施を要請済み
建築士（国土交通省）	<ul style="list-style-type: none"> 講習機関に対して、今後の更新時講習の実施に当たって、特に講義については、インターネットを介しオンラインで講義を実施する方法や、講義映像を事前に録画したDVD等を郵送する方法等であっても、講義の実施方法として支障がない旨を示すとともに、これを機にオンライン化を検討するよう提案している。

(5) その他

ア 当面の間の措置の取扱い

新型コロナウイルス感染症対策として、所管府省から当面の間の措置として非対面方式が示された資格等（33資格等）については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて今後の取扱いを検討するとしているものや、本人確認・受講確認、試験等の実施方法について慎重な検討が必要としているものが多い。

この当面の間の措置については、講習機関から、必要機材への投資が無駄になるのではないかとの危惧や、来年度の実実施計画を見据えて速やかな方針決定を求める意見があるが、所管府省が来年度の取扱いを明らかにしているのは1資格等（教育職員免許）のみである。

イ 資格取得時の非対面方式化の検討

今回調査した更新時講習が義務付けられている98資格等のうち、資格取得時にも講習・研修等の受講が義務付けられている70資格等についてみると、約9割の資格等（62資格等）で、所管府省は「非対面方式の実施の考え方は、資格取得時のみに必要な修了試験等を除き資格取得時と更新時で変わらない」としている。

3. まとめ（考察）

今回調査した更新時講習が義務付けられている98資格等のうち、実施方式が、制度上、対面方式に限られているとされるものは7資格等、対面方式に限られていないとされるものは91資格等（更新時講習の内容の一部が対面方式に限られているとされる15資格等を含む。）となっている。

しかし、非対面方式の実施が可能であるとされる資格等であっても、講習機関のうち一部でも非対面方式を実施しているものは約4割（29資格等）にとどまっている。

また、制度上、対面方式に限られているとされる7資格等を含め、更新時講習の内容をみると、学科はそのほとんどが対面方式に限られていないとされ、実技や試験などであっても対面方式に限られていないとされるものがあることから、所管府省は、受講者の利便性向上の観点から、本調査結果を参考として、以下の取組を行うことが必要である。

- 所管府省において対面方式に限られているとしている更新時講習の内容について、可能な限り人と人との接触を少なくする「新しい生活様式」を実現するため、デジタル技術の活用を含めた実施を推進する視点から、非対面方式による実施に関し、制度や既に発出した通知等について点検し、必要に応じて改正すること。
- 所管府省において対面方式に限られていないとしている更新時講習について、デジタル化を更に推進するため、以下の点に留意して、講習機関に対して、デジタル技術を活用した非対面方式による具体的な実施方法を提示して助言するなど、積極的に支援すること。
 - ・ 非対面方式による実施を想定し、実施要領等を見直すこと。
 - ・ 非対面方式による実施に向けた環境整備のための方策（システム構築、受講者サポート、設備補助の活用等）を検討すること。
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る当面の間の措置として示した実施方法について、講習機関に対して、来年度以降の取扱方針を早期に示すこと。
- 上記の取組に当たっては、資格取得時において講習・研修等が義務付けられている資格等についても、非対面方式による実施を、併せて検討すること。

更新時講習の非対面方式の現状

No.	所属府省	資格等名称(注3)	講習等名称	区分(注4)	制度上の非対面方式可否(注5)		学 科	実 技	検 査	効果測定 修了試験	その他	法令等による定めのある			非対面方式を 実施している 講習機関の有無	所管府省から講習機関 に対する非対面方式実施 に係る通知の有無	講習機関等からの 非対面方式実施に係る 要望の有無	取組時講習と 更新講習に 異なる非対面方式の 実施方法の有無	
					◎：全可 ○：一部可 ×：全て不可	◎：全可 ○：一部可 ×：全て不可						実 施 手 段(注6)	本人 確認	効果確認 修了試験					
					◎：非対面可 ○：非対面不可 ×：不明	◎：非対面可 ○：非対面不可 ×：不明						オンライン実施を 想定している有無	◎：有 ○：無 ×：不明	◎：有 ○：無 ×：不明					
1	警察庁	警備員指導教育責任者講習	現任指導教育責任者講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	警察庁	運転免許	更新講習	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3	警察庁	技能検定員	指定自動車教習所職員講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4	警察庁	教習指導員	指定自動車教習所職員講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5	警察庁	安全運転管理者、副安全運転管理者	安全運転管理者等に対する講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6	警察庁	管理者を直接に補佐する職員	指定自動車教習所職員講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7	警察庁	運転免許指導員	現任運転免許指導員研修	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
8	警察庁	風俗営業所等の管理者	管理者講習(定期講習)	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
9	金融庁	公認会計士	継続的専門研修(OPE)	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
10	金融庁	貸金業務取扱主任者	貸金業務取扱主任者登録講習	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
11	総務省	主任無線従事者	主任無線従事者講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
12	総務省	電気通信主任技術者	電気通信主任技術者講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
13	総務省	防火管理者	申請防火管理者再講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
14	総務省	防火対象物点検資格者	防火対象物点検資格者再講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
15	総務省	防火管理者	防火管理者講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
16	総務省	防火管理点検資格者	防火管理点検資格者再講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
17	総務省	自衛消防組織維持管理者	自衛消防組織維持講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
18	総務省	消防設備士	工事監理対象設備等の工事又は整備に関する講習(消防設備士講習)	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
19	総務省	消防設備点検資格者	消防設備点検資格者再講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
20	総務省	危険物取扱者	危険物の取扱作業の保安に関する講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
21	文部科学省	教習職員免許	免許更新講習	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
22	厚生労働省	日本DMAT隊員(技能維持)	DMAT技能維持研修	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
23	厚生労働省	日本DMAT隊員(総括DMAT)	総括DMAT資格者技能維持・ロジック研修	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
24	厚生労働省	登録販売者	登録販売者の資質向上のための外部研修	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
25	厚生労働省	高度管理医療機器等業務所管理員(販売業・貸与業)	継続的研修	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
26	厚生労働省	医療機器修理責任技術者	継続的研修	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
27	厚生労働省	研修修了薬剤師	健康サポート薬局に係る研修	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
28	厚生労働省	クリーニング師	クリーニング師の研修	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
29	厚生労働省	クリーニング業務従事者	クリーニング業務従事者に対する講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
30	厚生労働省	清掃作業監督者	清掃作業監督者講習・清掃作業監督者再講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
31	厚生労働省	清掃作業従事者	清掃作業従事者研修	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
32	厚生労働省	空気環境測定実施者	空気環境測定実施者講習・空気環境測定実施者再講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
33	厚生労働省	空調給排水管理監督者	空調給排水管理監督者講習・空調給排水管理監督者再講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
34	厚生労働省	貯水槽清掃作業監督者	貯水槽清掃作業監督者講習・貯水槽清掃作業監督者再講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
35	厚生労働省	貯水槽清掃作業従事者	貯水槽清掃作業従事者研修	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

更新時講習の非対面方式の現状

No.	所管府省	資格等名称(注3)	講習等名称	区分(注4)	制度上の非対面方式可否(注5)		学科	実技	検査	効果測定 修了試験	その他	法令等による定めのある			非対面方式を 実施している 講習機関の有無	所管府省から講習機関 に対する非対面方式実施 に係る通知の有無	講習機関等からの 非対面方式実施に 係る要望の有無	取組時講習と 更新講習との 更新講習に関する 非対面方式の実施 に対する考え方	
					◎：全可 ○：一部可 ×：全て不可	◎：全可 ○：一部可 ×：全て不可						実務手段(注6)	本人 確認	受講 確認					効果確認 修了試験
					◎：非対面可 ○：非対面不可 ×：不明	◎：非対面可 ○：非対面不可 ×：不明						オンライン実施を 想定しているもの の有無	◎：有 ○：有(身体的保証) ×：有(身体的保証無)	◎：有 ○：有(身体的保証) ×：有(身体的保証無)					◎：有 ○：有(身体的保証) ×：有(身体的保証無)
36	厚生労働省	防除作業監督者	防除作業監督講習、防除作業監督者再講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
37	厚生労働省	防除作業従事者	防除作業従事者研修	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
38	厚生労働省	結核管理者	結核管理者講習・結核管理者再講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
39	厚生労働省	ダクト清掃作業監督者	ダクト清掃作業監督者講習・ダクト清掃作業監督者再講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
40	厚生労働省	ダクト清掃作業従事者	ダクト清掃作業従事者研修	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
41	厚生労働省	排水管清掃作業監督者	排水管清掃作業監督者講習・排水管清掃作業監督者再講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
42	厚生労働省	排水管清掃作業従事者	排水管清掃作業従事者研修	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
43	厚生労働省	ボイラー溶接士	—	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
44	厚生労働省	職業紹介責任者	職業紹介責任者講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
45	厚生労働省	派遣元責任者	派遣元責任者講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
46	厚生労働省	職業紹介責任者(建設労働者)	職業紹介責任者講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
47	厚生労働省	雇用管理責任者	雇用管理責任者講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
48	厚生労働省	港湾労働者派遣事業派遣元責任者	港湾労働者派遣事業派遣元責任者講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
49	厚生労働省	精神保健指定医	精神保健指定医研修会	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
50	厚生労働省	サードピア管理責任者	サードピア管理責任者更新研修	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
51	厚生労働省	児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者更新研修	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
52	厚生労働省	相談支援専門員	相談支援従事者現任研修	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
53	厚生労働省	介護支援専門員	介護支援専門員更新研修	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
54	厚生労働省	主任介護支援専門員	主任介護支援専門員更新研修	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
55	厚生労働省	キャリアコンサルタント	キャリアコンサルタント更新講習	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
56	厚生労働省	技能実習責任者	技能実習責任者講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
57	厚生労働省	監理責任者、指定外部役員及び外部監事	監理責任者等講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
58	農林水産省	植物検疫くん養作業主任者	植物検疫くん養作業主任者講習	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
59	農林水産省	中央競馬調教師免許	中央競馬調教師免許	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
60	農林水産省	中央競馬騎手免許	中央競馬騎手免許	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
61	農林水産省	地方競馬調教師免許	地方競馬調教師免許試験	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
62	農林水産省	地方競馬騎手免許	地方競馬騎手免許試験	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
63	農林水産省	土地改良専門技術者	土地改良専門技術者講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
64	経済産業省	競輪審判員	競輪審判員更新後定	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
65	経済産業省	小形自動車検査定審判員	小形自動車検査定審判員更新後定	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
66	経済産業省	液化石油ガス設備士	液化石油ガス設備士講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
67	経済産業省	充てん作業者	充てん作業者講習	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
68	経済産業省	ガス消費機器設置工事監督者	ガス消費機器設置工事監督者(再講習)	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
69	経済産業省	中小企業診断士	理取政策更新研修	更新	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
70	経済産業省	弁理士	継続研修	定期	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

更新時講習の非対面方式の現状

No.	所管府省	資格等名称(注3)	講習等名称	区分(注4)	制度上の非対面方式の可否(注5)	法令等による定めのあるもの				効果確認 修了試験	本人 確認	効果確認 修了試験	所管府省から講習機関 に依頼する非対面方式実施 に係る取組の有無	講習機関等からの 非対面方式実施に係る 取組の有無	取組時講習と 更新時講習に 係る非対面方式の取組 に対する考え方						
						実施手段(注6)	当面の間 措置を実施 しているもの		その他							効果確認 修了試験	本人 確認	効果確認 修了試験	所管府省から講習機関 に依頼する非対面方式実施 に係る取組の有無	講習機関等からの 非対面方式実施に係る 取組の有無	取組時講習と 更新時講習に 係る非対面方式の取組 に対する考え方
							オンライン実施を 想定しているもの	当面の間 措置を実施 しているもの													
①: 有り ②: 無し ③: 全て不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可	①: 有り ②: 非対面可 ③: 非対面不可						
71	経済産業省	情報処理安全確保支援士	サイバーセキュリティに関する講習	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
72	経済産業省	電気工事士	第一種電気工事士定期講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
73	国土交通省	水先免許	水先免許定期講習	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
74	国土交通省	小型船舶操縦士	操縦免許定期講習	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
75	国土交通省	海技士	海技士定期講習	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
76	国土交通省	危険物取扱責任者(タンカー)	更新講習	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
77	国土交通省	危険物取扱責任者(一般引火品等)	更新講習	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
78	国土交通省	特定海城運航責任者	更新講習	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
79	国土交通省	旅客船の乗組員	旅客船に乗り組む船員の教育訓練	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
80	国土交通省	船舶の運航において安全又は汚染防止任務に指名される船員	基本訓練	定期	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
81	国土交通省	総合/国内/地域限定旅行業務取扱管理者	旅行業務取扱管理者定期研修	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
82	国土交通省	観光国内限定旅行業務取扱管理者	観光国内限定旅行業務取扱管理者定期研修	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
83	国土交通省	全国通称案内士	通称案内に関する研修	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
84	国土交通省	操縦技能審査員	特定操縦技能審査定期講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
85	国土交通省	運行管理者	一般講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
86	国土交通省	整備管理者	整備管理認定研修	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
87	国土交通省	整備主任者	整備主任者研修	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
88	国土交通省	自動車検査員	自動車検査員研修	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
89	国土交通省	建設士	定期講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
90	国土交通省	マンション管理士	マンション管理士法定講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
91	国土交通省	監理技術者	監理技術者講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
92	国土交通省	宅地建物取引士	法定講習	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
93	国土交通省	管理業務主任者	登録講習	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
94	環境省	風気測定士	風気検査	更新	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
95	環境省	技術管理者	土壌汚染対策法に基づく技術管理者の更新講習	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
96	環境省	放射線取扱主任者	放射線取扱主任者定期講習	定期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
97	環境省	特免免許	適性検査	更新	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
98	環境省	環境カウンセラー	環境カウンセラー研修	更新	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							

(注1) 当省において、各府省から報告のあった内容(原則として、令和2年10月1日時点)を基に取りまとめたもの

(注2) 「法令等」には、法律、政令、省令、告示、通知、通達、事務連絡を含む。

(注3) 「資格等」は、法令等に基づく資格の保有者、一定の業務に従事するために選任される者及びこれに類する者を表す。

(注4) 「区分」欄の「更新」欄は、更新時に講習等が法令等に基づき行われているもの、「定期」は、更新時以外に定期的な講習等が法令等に基づき行われているものを表す。

(注5) 「制度上の非対面方式の可否」欄は、更新時に講習等の内容の全て、又は一部が非対面方式の実施の可否について記載し、所管府省において、規定上の特段の定めがないことを理由として、「対面方式に限られない」と判断されたものを指す。また、「その他」欄は、いずれの更新の内容にも該当しない、面接、口述試験、書類審査等である。

(注6) 「実施手段」欄は、講義、集合研修、通信学習等の方法を指し、「オンライン実施を想定した記載の有無」欄は、当該手段に関して、当面の間措置を実施しているもの、欄は、当該手段に類して、当面の間措置を実施しているものを含む。また、「オンライン実施を想定した記載の有無」欄には、当面の間措置としてオンライン実施を記載しているものも含まない。

(注7) 「当面の間措置を実施しているもの」欄は、規定上の特段の定めがないことを理由として、「対面方式に限られない」と判断されたものを指す。

(注8) 「効果確認修了試験」欄は、講習終了後に実施される試験の有無を示す。

(注9) 「本人確認」欄は、講習参加者の顔写真を撮影し、講習終了後に本人確認を行うかどうかを示す。

(注10) 「効果確認修了試験」欄は、講習終了後に実施される試験の有無を示す。

(注11) 「所管府省から講習機関に依頼する非対面方式実施に係る取組の有無」欄は、講習機関等から所管府省に非対面方式の実施を依頼するかどうかを示す。

(注12) 「講習機関等からの非対面方式実施に係る取組の有無」欄は、講習機関等から所管府省に非対面方式の実施を依頼するかどうかを示す。

(注13) 「取組時講習と更新時講習に係る非対面方式の取組に対する考え方」欄は、講習機関等が非対面方式の取組に対する考え方を示す。

(別紙2)

調査した講習機関における非対面方式の実施状況

(単位：機関数)

所管府省	資格等名称	非対面方式の実施状況			(参考) 講習機関数
		実施	一部実施	未実施	
金融庁	貸金業務取扱主任者	1			1
総務省	主任無線従事者			1	1
	電気通信主任技術者			1	1
	防火管理者			1	※
	防火対象物点検資格者			1	1
	防災管理者			1	※
	防災管理点検資格者			1	1
	自衛消防組織統括管理者			1	※
	消防設備点検資格者			1	1
文部科学省	教育職員免許	3	1	1	531
厚生労働省	清掃作業監督者			1	1
	清掃作業従事者			1	31
	空気環境測定実施者			1	1
	空調給排水管理監督者			1	1
	貯水槽清掃作業監督者			1	1
	貯水槽清掃作業従事者	1		1	52
	防除作業監督者			1	2
	防除作業従事者			1	40
	統括管理者			1	1
	ダクト清掃作業監督者			1	1
	ダクト清掃作業従事者	1			1
	排水管清掃作業監督者			1	1
	職業紹介責任者			3	9
	派遣元責任者			4	17
キャリアコンサルタント		3	1	110	
厚生労働省 法務省	技能実習責任者			3	10
	監理責任者、指定外部役員及び外部監査人			3	7
農林水産省	植物検疫くん蒸作業主任者			1	1
経済産業省	ガス消費機器設置工事監督者	1			1
	中小企業診断士	3			7
	電気工事士	2		2	4
国土交通省	小型船舶操縦士			3	87
	全国通訳案内士	2		1	9
	建築士			2	11
	監理技術者			6	6
環境省	技術管理者	1			1

(注1) 当省が講習機関(1資格等当たり3機関を目安として選定)を対象に行った調査結果を取りまとめたもの

(注2) 実施状況においては、新型コロナウイルス感染症対策として暫定的に非対面方式を実施している場合を含む。

(注3) 講習機関数は、調査時点(原則、令和2年10月1日)において各府省から報告のあった数を記載したもの
また、「※」を付したものは、各府省において都道府県等に登録されている機関数を未把握のもの

(注4) 機関数は、複数の資格等について更新時講習を実施している講習機関があるため、レポート本文での集計と必ずしも一致しない。

従事者研修登録機関手引き 様式例8:研修業務規程 新旧対照表

(改正箇所は傍線部分)

改正	改正前
<p style="text-align: center;">〇〇作業従事者研修業務規程</p> <p style="text-align: right;">制定 〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、〇〇が建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(根拠条文)※の規定により、研修登録機関として行う〇〇作業従事者研修の業務(以下「研修業務」という。)の実施について必要な事項を定める。</p> <p>(研修業務実施の基本方針)</p> <p>第2条 〇〇は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及びこれに基づく命令並びにこれらに係る通知によるほか、この規程に基づき研修業務を適確かつ公正に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 研修の実施方法</p> <p>(研修業務の実施体制)</p> <p>第3条 研修業務を実施するため、〇〇に研修実施本部を置く。</p> <p>2 〇〇の△△長が、研修実施本部の長を務める。</p> <p>3 <u>対面による講義(以下「対面講義」という。)</u>の研修実施責任者及び研修監督者は、〇〇が現地に派遣する職員をもってあてる。</p> <p>4 <u>オンラインによる講義(以下「オンライン講義」という。)</u>の研修実施責任者及</p>	<p style="text-align: center;">〇〇作業従事者研修業務規程</p> <p style="text-align: right;">制定 〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、〇〇が建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(根拠条文)※の規定により、研修登録機関として行う〇〇作業従事者研修の業務(以下「研修業務」という。)の実施について必要な事項を定める。</p> <p>(研修業務実施の基本方針)</p> <p>第2条 〇〇は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及びこれに基づく命令並びにこれらに係る通知によるほか、この規程に基づき研修業務を適確かつ公正に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 研修の実施方法</p> <p>(研修業務の実施体制)</p> <p>第3条 研修業務を実施するため、〇〇に研修実施本部を置く。</p> <p>2 〇〇の△△長が、研修実施本部の長を務める。</p> <p>3 研修実施責任者及び研修監督者は、〇〇が現地に派遣する職員をもってあてる。</p> <p>4 <u>(新設)</u></p>

び研修監督者は、研修実施本部の長が指名する。

(研修業務規程)

- 第4条 ○○は、研修業務規程に基づき、研修業務を実施するものとする。
- 2 研修業務規程を変更する場合は、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。

(研修案内)

- 第5条 ○○は、研修案内及び受講申込書を作成し、研修を受けようとする者に配布又は電子メール等で配信するものとする。
- 2 ○○は、前項の研修案内を、○○の機関誌及びホームページ等に掲載するものとする。

(研修の受講申込)

- 第6条 ○○は、研修を受けようとする者に、受講申込書を提出又は電子メール等により申請手続きをさせ、受講の申込を受け付けることとする。

(受講申込の受理及び受講票の送付)

- 第7条 ○○は、前条による受講申込書が提出又は電子メール等で申請された場合には、記載事項その他必要な事項を審査し、受理するものとする。
- 2 ○○は、受講者名簿を作成し、研修日のおよそ○日前までに、対面講義による場合には受講票を送付し、オンライン講義による場合には、受講に必要なURL、受講番号及びパスワード等を電子メールで送付するものとする。

(受講者の確認)

(研修業務規程)

- 第4条 ○○は、研修業務規程に基づき、研修業務を実施するものとする。
- 2 研修業務規程を変更する場合は、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。

(研修案内及び受講申込書)

- 第5条 ○○は、研修案内及び受講申込書を作成し、研修を受けようとする者に配布する。
- 2 ○○は、前項の研修案内を、○○の機関誌及びホームページ等に掲載するものとする。

(研修の受講申込)

- 第6条 ○○は、研修を受けようとする者に、受講申込書を提出させることにより受講の申込を受け付けることとする。

(受講申込の受理及び受講票の送付)

- 第7条 ○○は、前条による受講申込書が提出された場合には、記載事項その他必要な事項を審査し、受理するものとする。
- 2 ○○は、受講者名簿を作成し、研修日のおよそ○日前までに受講票を送付するものとする。

(受講者の確認)

第8条 研修監督者は、対面講義の場合、午前及び午後の講義中に、各1回、写真により受講者本人であるかを確認するものとする。オンライン講義の場合、講義開始前に、画面上で受講者本人であるかを確認するものとする。

2 受講中になりすまし等の不正が判明した場合は退場させ、当該研修について受講させないものとする。

(研修の実施方法)

第9条 研修は対面講義又はオンライン講義により行うものとする。

2 対面講義は、教室において講師と受講者が対面して行い、研修の内容に係る質疑に対して講師が講義時間中に適切に対応するものとする。

3 オンライン講義は Web 会議システム等により行うものとする。

4 オンライン講義の場合における質疑は、Web 会議システムのチャット機能等を利用して、講師が講義時間中に適切に対応するものとする。

第3章 研修に関する料金

(手数料)

第10条 研修の受講料の額は次のとおりとする。なお、テキスト代は含まない。
受講料の額 〇〇〇〇円(消費税を含む。)

第4章 研修の料金の収納方法に関する事項

(手数料の収納方法)

第11条 研修の受講料は、原則として、申込と同時に現金又は金融機関の振込で収納するものとする。

2 受講料は、講習開始〇週間前までに受講取消しの連絡がない場合は、返金

第8条 研修監督者は、午前、午後の講義中に、各1回、写真により受講者本人であるかを確認し、出欠を調査するものとする。

2 (新設)

(研修の実施方法)

第9条 研修は講義により行うものとする。

2 講義は、教室において講師と受講者が対面して行い、研修の内容に係る質疑に対して講師が講義時間中に適切に対応するものとする。

3、4 (新設)

第3章 研修に関する料金

(手数料)

第10条 研修の受講料の額は次のとおりとする。なお、テキスト代は含まない。
受講料の額 〇〇〇〇円(消費税を含む。)

第4章 研修の料金の収納方法に関する事項

(手数料の収納方法)

第11条 研修の受講料は、原則として、申込と同時に現金又は金融機関の振込で収納するものとする。

2 受講料は、講習開始〇週間前までに受講取消しの連絡がない場合は、返金

しないものとする。

第5章 研修の講師の選任及び解任に関する事項

(講師の選任)

第 12 条 講師は、次のいずれかに適合する知識経験を有する者から、〇〇の△△長が選任するものとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(講師の解任)

第 13 条 〇〇の△△長が、講師が次のいずれかに該当し、その職務を行うことが不相当と認めたときは、講師を解任するものとする。

- (1) 研修業務に関し、〇〇の△△長の指示に違反したとき。
- (2) 社会的不信を招くような行為をしたとき。
- (3) 健康上の理由その他により、講師の職を継続できなくなったとき。
- (4) その他講師自身のやむを得ない事由の発生したとき。

第6章 研修の科目及び時間に関する事項

(研修の科目及び時間)

第 14 条 研修の科目及び時間は、別表に定めるとおりとする。

しないものとする。

第5章 研修の講師の選任及び解任に関する事項

(講師の選任)

第 12 条 講師は、次のいずれかに適合する知識経験を有する者から、〇〇の△△長が選任するものとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(講師の解任)

第 13 条 〇〇の△△長が、講師が次のいずれかに該当し、その職務を行うことが不相当と認めたときは、講師を解任するものとする。

- (1) 研修業務に関し、〇〇の△△長の指示に違反したとき。
- (2) 社会的不信を招くような行為をしたとき。
- (3) 健康上の理由その他により、講師の職を継続できなくなったとき。
- (4) その他講師自身のやむを得ない事由の発生したとき。

第6章 研修の科目及び時間に関する事項

(研修の科目及び時間)

第 14 条 研修の科目及び時間は、別表に定めるとおりとする。

(研修に用いる教材)

第 15 条 ○○は、研修に用いるテキスト等の教材を決定するに当たっては、研修の科目について知識を有する者から意見聴取するものとする。

第7章 研修の修了の認定に関する事項

(研修修了の認定)

第 16 条 ○○は、対面講義の場合は、研修の科目の全てを受講した者について研修の修了を認定し、帳簿に修了した旨を記録するものとする。

2 オンライン講義の場合は、受講者は科目毎にレポートを提出し、○○はそのレポートを審査の上、研修の科目の全ての内容を修了したと認められる受講者について研修の修了を認定し、帳簿に修了した旨を記録するものとする。

第8章 研修の業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

(研修業務に関する書類作成と保存)

第 17 条 ○○は、次の事項を記載した帳簿を電磁的記録により作成し、研修業務の全部を廃止するまで保存するものとする。

- (1) 研修業務の実施年月日
- (2) 受講者の氏名、生年月日、住所、修了年月日
- (3) 修了者の氏名

2 実施計画書、受講申込書、講師等の選任・解任に関する書類及び財務諸表等の保有年限は次のとおりとする。

- (1) 実施計画書 ○年
- (2) 受講申込書 ○年
- (3) 講師等の選任・解任に関する書類 ○年

(研修に用いる教材)

第 15 条 ○○は、研修に用いるテキスト等の教材を決定するに当たっては、研修の科目について知識を有する者から意見聴取するものとする。

第7章 研修の修了の認定に関する事項

(研修修了の認定)

第 16 条 ○○は、研修の科目の全てを受講した者について研修の修了を認定し、帳簿に修了した旨を記録するものとする。

2 (新設)

第8章 研修の業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

(研修業務に関する書類作成と保存)

第 17 条 ○○は、次の事項を記載した帳簿を電磁的記録により作成し、研修業務の全部を廃止するまで保存するものとする。

- (1) 研修業務の実施年月日
- (2) 受講者の氏名、生年月日、住所、修了年月日
- (3) 修了者の氏名

2 実施計画書、受講申込書、講師等の選任・解任に関する書類及び財務諸表等の保有年限は次のとおりとする。

- (1) 実施計画書 ○年
- (2) 受講申込書 ○年
- (3) 講師等の選任・解任に関する書類 ○年

(4) 財務諸表等 ○年

第9章 研修の実施に関する計画に関する事項

(研修実施計画)

- 第 18 条 ○○は、毎年度、研修実施計画を作成し、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。
- 2 ○○は、研修実施計画に基づき、研修事務を実施するものとする。
 - 3 研修実施計画に変更が生じる場合は、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。

第10章 財務諸表等の謄本又は抄本の請求に係る費用に関する事項

(財務諸表等の備付及び閲覧等)

- 第 19 条 ○○は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等を電磁的記録により作成するものとする。
- 2 ○○は、作成した財務諸表等を事業所内に5年間保存しておくものとする。
 - 3 ○○は、研修の受講者やその他の利害関係者から、○○の業務時間内に、財務諸表等の閲覧又は謄写の請求があった場合は、それを許可するものとする。
 - 4 ○○は、研修の受講者やその他の利害関係者から、○○の業務時間内に、財務諸表等の謄本又は抄本の請求があった場合は、書面、電子メール又はフロッピーディスクの交付のいずれかの方法により提供するものとする。
 - 5 ○○は、前項の規定に基づき謄本又は抄本を提供する場合は、次の額の費用を徴収するものとする。

書面で提供する場合	○○○円
電子メールで提供する場合	○○○円

(4) 財務諸表等 ○年

第9章 研修の実施に関する計画に関する事項

(研修実施計画)

- 第 18 条 ○○は、毎年度、研修実施計画を作成し、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。
- 2 ○○は、研修実施計画に基づき、研修事務を実施するものとする。
 - 3 研修実施計画に変更が生じる場合は、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。

第10章 財務諸表等の謄本又は抄本の請求に係る費用に関する事項

(財務諸表等の備付及び閲覧等)

- 第 19 条 ○○は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等を電磁的記録により作成するものとする。
- 2 ○○は、作成した財務諸表等を事業所内に5年間保存しておくものとする。
 - 3 ○○は、研修の受講者やその他の利害関係者から、○○の業務時間内に、財務諸表等の閲覧又は謄写の請求があった場合は、それを許可するものとする。
 - 4 ○○は、研修の受講者やその他の利害関係者から、○○の業務時間内に、財務諸表等の謄本又は抄本の請求があった場合は、書面、電子メール又はフロッピーディスクの交付のいずれかの方法により提供するものとする。
 - 5 ○○は、前項の規定に基づき謄本又は抄本を提供する場合は、次の額の費用を徴収するものとする。

書面で提供する場合	○○○円
電子メールで提供する場合	○○○円

フロッピーディスクで提供する場合 〇〇〇円

第11章 その他研修の業務に関し必要な事項

(実績報告)

第 20 条 〇〇は、毎事業年度終了後3月以内に、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長に研修業務に係る実績報告書を提出するものとする。

(秘密保持義務)

第 21 条 〇〇の役職員及びこれらのものであった者は、研修業務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけない。
2 講師についても、前項の規定を適用する。

(他の業務からの独立性)

第 22 条 〇〇は、研修業務の実施に当たり、研修業務以外の業務から影響を受けることなく、当該事務を行うものとする。

(苦情及び異議申立)

第 23 条 〇〇は、研修業務に関し、研修を受けようとする者その他の関係者から苦情又は異議申立があった場合には、誠実かつ迅速に対応し、法令その他の規定に則り、適正に処理するものとする。

(補則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、研修業務の実施方法等に関し必要な事項は、〇〇の△△長が別に定める。

フロッピーディスクで提供する場合 〇〇〇円

第11章 その他研修の業務に関し必要な事項

(実績報告)

第 20 条 〇〇は、毎事業年度終了後3月以内に、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長に研修業務に係る実績報告書を提出するものとする。

(秘密保持義務)

第 21 条 〇〇の役職員及びこれらのものであった者は、研修業務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけない。
2 講師についても、前項の規定を適用する。

(他の業務からの独立性)

第 22 条 〇〇は、研修業務の実施に当たり、研修業務以外の業務から影響を受けることなく、当該事務を行うものとする。

(苦情及び異議申立)

第 23 条 〇〇は、研修業務に関し、研修を受けようとする者その他の関係者から苦情又は異議申立があった場合には、誠実かつ迅速に対応し、法令その他の規定に則り、適正に処理するものとする。

(補則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、研修業務の実施方法等に関し必要な事項は、〇〇の△△長が別に定める。

附則

1 この規程は、○年○月○日から適用する。

附則

1 この規程は、○年○月○日から適用する。

(改正箇所は傍線部分)

改正	改正前
<p style="text-align: center;">〇〇作業監督者講習業務規程</p> <p style="text-align: right;">制定 〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、〇〇が建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(根拠条文)※の規定により、監督者講習等登録機関として行う〇〇作業監督者講習の業務(以下「講習業務」という。)の実施について必要な事項を定める。</p> <p>(講習業務実施の基本方針)</p> <p>第2条 〇〇は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及びこれに基づく命令並びにこれらに係る通知によるほか、この規程に基づき講習業務を適確かつ公正に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 講習の実施方法</p> <p>(講習業務の実施体制)</p> <p>第3条 講習業務を実施するため、〇〇に講習実施本部を置く。</p> <p>2 〇〇の△△長が、講習実施本部の長を務める。</p> <p>3 <u>対面による講義(以下「対面講義」という。)</u>の講習実施責任者及び講習監督者は、〇〇が現地に派遣する職員をもってあてる。</p>	<p style="text-align: center;">〇〇作業監督者講習業務規程</p> <p style="text-align: right;">制定 〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、〇〇が建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(根拠条文)※の規定により、監督者講習等登録機関として行う〇〇作業監督者講習の業務(以下「講習業務」という。)の実施について必要な事項を定める。</p> <p>(講習業務実施の基本方針)</p> <p>第2条 〇〇は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及びこれに基づく命令並びにこれらに係る通知によるほか、この規程に基づき講習業務を適確かつ公正に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 講習の実施方法</p> <p>(講習業務の実施体制)</p> <p>第3条 講習業務を実施するため、〇〇に講習実施本部を置く。</p> <p>2 〇〇の△△長が、講習実施本部の長を務める。</p> <p>3 講習実施責任者及び講習監督者は、〇〇が現地に派遣する職員をもってあてる。</p>

4 オンラインによる講義(以下「オンライン講義」という。)の講習実施責任者及び講習監督者は、講習実施本部の長が指名する。

(講習業務規程)

- 第4条 ○○は、講習業務規程に基づき、講習業務を実施するものとする。
- 2 講習業務規程を変更する場合は、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。

(講習案内及び受講申込書)

- 第5条 ○○は、講習案内及び受講申込書を作成し、講習を受けようとする者に配布又は電子メール等で配信するものとする。
- 2 ○○は、前項の講習案内を、○○の機関誌及びホームページ等に掲載するものとする。

(講習の受講申込)

- 第6条 ○○は、講習を受けようとする者に、受講申込書を提出又は電子メール等により申請手続きをさせ、受講の申込を受け付けることとする。

(受講申込の受理及び受講票の送付)

- 第7条 ○○は、前条による受講申込書が提出又は電子メール等で申請された場合には、記載事項その他必要な事項を審査し、受理するものとする。
- 2 ○○は、受講者名簿を作成し、講習日のおよそ○日前までに、対面講義による場合には受講票を送付し、オンライン講義による場合には、受講に必要なURL、受講番号及びパスワード等を電子メールで送付するものとする。

4 (新設)

(講習業務規程)

- 第4条 ○○は、講習業務規程に基づき、講習業務を実施するものとする。
- 2 講習業務規程を変更する場合は、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。

(講習案内及び受講申込書)

- 第5条 ○○は、講習案内及び受講申込書を作成し、講習を受けようとする者に配布する。
- 2 ○○は、前項の講習案内を、○○の機関誌及びホームページ等に掲載するものとする。

(講習の受講申込)

- 第6条 ○○は、講習を受けようとする者に、受講申込書を提出させることにより受講の申込を受け付けることとする。

(受講申込の受理及び受講票の送付)

- 第7条 ○○は、前条による受講申込書が提出された場合には、記載事項その他必要な事項を審査し、受理するものとする。
- 2 ○○は、受講者名簿を作成し、講習日のおよそ○日前までに受講票を送付するものとする。

(受講者の確認)

第8条 講習監督者は、対面講義の場合、午前及び午後の講義中に、各1回、写真により受講者本人であるかを確認するものとする。オンライン講義の場合、講義開始前に、画面上で受講者本人であるかを確認するものとする。

2 受講中になりすまし等の不正が判明した場合は退場させ、当該講習について受講させないものとする。

(講習の実施方法)

第9条 講習は対面講義又はオンライン講義により行うものとする。

2 対面講義は、教室において講師と受講者が対面して行い、講習の内容に係る質疑に対して講師が講義時間中に適切に対応するものとする。

3 オンライン講義は Web 会議システム等により行うものとする。

4 オンライン講義の場合における質疑は、Web 会議システムのチャット機能等を利用して、講師が講義中に適切に対応するものとする。

第3章 講習に関する料金

(手数料)

第10条 講習の受講料の額は次のとおりとする。なお、テキスト代は含まない。
受講料の額 〇〇〇〇円(消費税を含む。)

第4章 講習の料金の収納方法に関する事項

(手数料の収納方法)

第11条 講習の受講料は、原則として、申込と同時に現金又は金融機関の振込で収納するものとする。

2 受講料は、講習開始〇週間前までに受講取消しの連絡がない場合は、返金

(受講者の確認)

第8条 講習監督者は、午前、午後の講義中に、各1回、写真により受講者本人であるかを確認し、出欠を調査するものとする。

2 (新設)

(講習の実施方法)

第9条 講習は講義により行うものとする。

2 講義は、教室において講師と受講者が対面して行い、講習の内容に係る質疑に対して講師が講義時間中に適切に対応するものとする。

3、4 (新設)

第3章 講習に関する料金

(手数料)

第10条 講習の受講料の額は次のとおりとする。なお、テキスト代は含まない。
受講料の額 〇〇〇〇円(消費税を含む。)

第4章 講習の料金の収納方法に関する事項

(手数料の収納方法)

第11条 講習の受講料は、原則として、申込と同時に現金又は金融機関の振込で収納するものとする。

2 受講料は、講習開始〇週間前までに受講取消しの連絡がない場合は、返金

しないものとする。

第5章 講習の講師の選任及び解任に関する事項

(講師の選任)

第 12 条 講師は、次のいずれかに適合する知識経験を有する者から、〇〇の△△長が選任するものとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(講師の解任)

第 13 条 〇〇の△△長が、講師が次のいずれかに該当し、その職務を行うことが不相当と認めるときは、講師を解任するものとする。

- (1) 講習業務に関し、〇〇の△△長の指示に違反したとき。
- (2) 社会的不信を招くような行為をしたとき。
- (3) 健康上の理由その他により、講師の職を継続できなくなったとき。
- (4) その他講師自身のやむを得ない事由の発生したとき。

第6章 講習の科目及び時間に関する事項

(講習の科目及び時間)

第 14 条 講習の科目及び時間は、別表に定めるとおりとする。

しないものとする。

第5章 講習の講師の選任及び解任に関する事項

(講師の選任)

第 12 条 講師は、次のいずれかに適合する知識経験を有する者から、〇〇の△△長が選任するものとする。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(講師の解任)

第 13 条 〇〇の△△長が、講師が次のいずれかに該当し、その職務を行うことが不相当と認めるときは、講師を解任するものとする。

- (1) 講習業務に関し、〇〇の△△長の指示に違反したとき。
- (2) 社会的不信を招くような行為をしたとき。
- (3) 健康上の理由その他により、講師の職を継続できなくなったとき。
- (4) その他講師自身のやむを得ない事由の発生したとき。

第6章 講習の科目及び時間に関する事項

(講習の科目及び時間)

第 14 条 講習の科目及び時間は、別表に定めるとおりとする。

(講習に用いる教材)

第 15 条 ○○は、講習に用いるテキスト等の教材を決定するに当たっては、講習の科目について知識を有する者から意見聴取するものとする。

第7章 講習の修了の認定に関する事項

(講習修了の認定)

第 16 条 ○○は、対面講義の場合は、講習の科目の全てを受講した者について講習の修了を認定し、帳簿に修了した旨を記録するものとする。

2 オンライン講義の場合は、受講者は科目毎にレポートを提出し、○○はそのレポートを審査の上、講習の科目の全ての内容を修了したと認められる受講者について講習の修了を認定し、帳簿に修了した旨を記録するものとする。

第8章 講習の業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

(講習業務に関する書類作成と保存)

第 17 条 ○○は、次の事項を記載した帳簿を電磁的記録により作成し、講習業務の全部を廃止するまで保存するものとする。

- (1) 講習業務の実施年月日
- (2) 受講者の氏名、生年月日、住所、修了年月日
- (3) 修了者の氏名

2 実施計画書、受講申込書、講師等の選任・解任に関する書類及び財務諸表等の保有年限は次のとおりとする。

- (1) 実施計画書 ○年
- (2) 受講申込書 ○年
- (3) 講師等の選任・解任に関する書類 ○年

(講習に用いる教材)

第 15 条 ○○は、講習に用いるテキスト等の教材を決定するに当たっては、講習の科目について知識を有する者から意見聴取するものとする。

第7章 講習の修了の認定に関する事項

(講習修了の認定)

第 16 条 ○○は、講習の科目の全てを受講した者について講習の修了を認定し、帳簿に修了した旨を記録するものとする。

2 (新設)

第8章 講習の業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項

(講習業務に関する書類作成と保存)

第 17 条 ○○は、次の事項を記載した帳簿を電磁的記録により作成し、講習業務の全部を廃止するまで保存するものとする。

- (1) 講習業務の実施年月日
- (2) 受講者の氏名、生年月日、住所、修了年月日
- (3) 修了者の氏名

2 実施計画書、受講申込書、講師等の選任・解任に関する書類及び財務諸表等の保有年限は次のとおりとする。

- (1) 実施計画書 ○年
- (2) 受講申込書 ○年
- (3) 講師等の選任・解任に関する書類 ○年

(4) 財務諸表等 ○年

第9章 講習の実施に関する計画に関する事項

(講習実施計画)

- 第 18 条 ○○は、毎年度、講習実施計画を作成し、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。
- 2 ○○は、講習実施計画に基づき、講習事務を実施するものとする。
 - 3 講習実施計画に変更が生じる場合は、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。

第10章 財務諸表等の謄本又は抄本の請求に係る費用に関する事項

(財務諸表等の備付及び閲覧等)

- 第 19 条 ○○は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等を電磁的記録により作成するものとする。
- 2 ○○は、作成した財務諸表等を事業所内に5年間保存しておくものとする。
 - 3 ○○は、講習の受講者やその他の利害関係者から、○○の業務時間内に、財務諸表等の閲覧又は謄写の請求があった場合は、それを許可するものとする。
 - 4 ○○は、講習の受講者やその他の利害関係者から、○○の業務時間内に、財務諸表等の謄本又は抄本の請求があった場合は、書面、電子メール又はフロッピーディスクの交付のいずれかの方法により提供するものとする。
 - 5 ○○は、前項の規定に基づき謄本又は抄本を提供する場合は、次の額の費用を徴収するものとする。

書面で提供する場	○○○円
電子メールで提供する場	○○○円

(4) 財務諸表等 ○年

第9章 講習の実施に関する計画に関する事項

(講習実施計画)

- 第 18 条 ○○は、毎年度、講習実施計画を作成し、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。
- 2 ○○は、講習実施計画に基づき、講習事務を実施するものとする。
 - 3 講習実施計画に変更が生じる場合は、厚生労働大臣にあらかじめ届け出るものとする。

第10章 財務諸表等の謄本又は抄本の請求に係る費用に関する事項

(財務諸表等の備付及び閲覧等)

- 第 19 条 ○○は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財務諸表等を電磁的記録により作成するものとする。
- 2 ○○は、作成した財務諸表等を事業所内に5年間保存しておくものとする。
 - 3 ○○は、講習の受講者やその他の利害関係者から、○○の業務時間内に、財務諸表等の閲覧又は謄写の請求があった場合は、それを許可するものとする。
 - 4 ○○は、講習の受講者やその他の利害関係者から、○○の業務時間内に、財務諸表等の謄本又は抄本の請求があった場合は、書面、電子メール又はフロッピーディスクの交付のいずれかの方法により提供するものとする。
 - 5 ○○は、前項の規定に基づき謄本又は抄本を提供する場合は、次の額の費用を徴収するものとする。

書面で提供する場	○○○円
電子メールで提供する場	○○○円

フロッピーディスクで提供する場合 ○○○円

第11章 その他講習の業務に関し必要な事項

(実績報告)

第 20 条 ○○は、毎事業年度終了後3月以内に、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長に講習業務に係る実績報告書を提出するものとする。

(秘密保持義務)

第 21 条 ○○の役職員及びこれらのものであった者は、講習業務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけない。

2 講師についても、前項の規定を適用する。

(他の業務からの独立性)

第 22 条 ○○は、講習業務の実施に当たり、講習業務以外の業務から影響を受けることなく、当該事務を行うものとする。

(苦情及び異議申立)

第 23 条 ○○は、講習業務に関し、講習を受けようとする者その他の関係者から苦情又は異議申立があった場合には、誠実かつ迅速に対応し、法令その他の規定に則り、適正に処理するものとする。

(補則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、講習業務の実施方法等に関し必要な事項は、○○の△△長が別に定める。

フロッピーディスクで提供する場合 ○○○円

第11章 その他講習の業務に関し必要な事項

(実績報告)

第 20 条 ○○は、毎事業年度終了後3月以内に、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長に講習業務に係る実績報告書を提出するものとする。

(秘密保持義務)

第 21 条 ○○の役職員及びこれらのものであった者は、講習業務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけない。

2 講師についても、前項の規定を適用する。

(他の業務からの独立性)

第 22 条 ○○は、講習業務の実施に当たり、講習業務以外の業務から影響を受けることなく、当該事務を行うものとする。

(苦情及び異議申立)

第 23 条 ○○は、講習業務に関し、講習を受けようとする者その他の関係者から苦情又は異議申立があった場合には、誠実かつ迅速に対応し、法令その他の規定に則り、適正に処理するものとする。

(補則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、講習業務の実施方法等に関し必要な事項は、○○の△△長が別に定める。

附則

1 この規程は、○年○月○日から適用する。

附則

1 この規程は、○年○月○日から適用する。